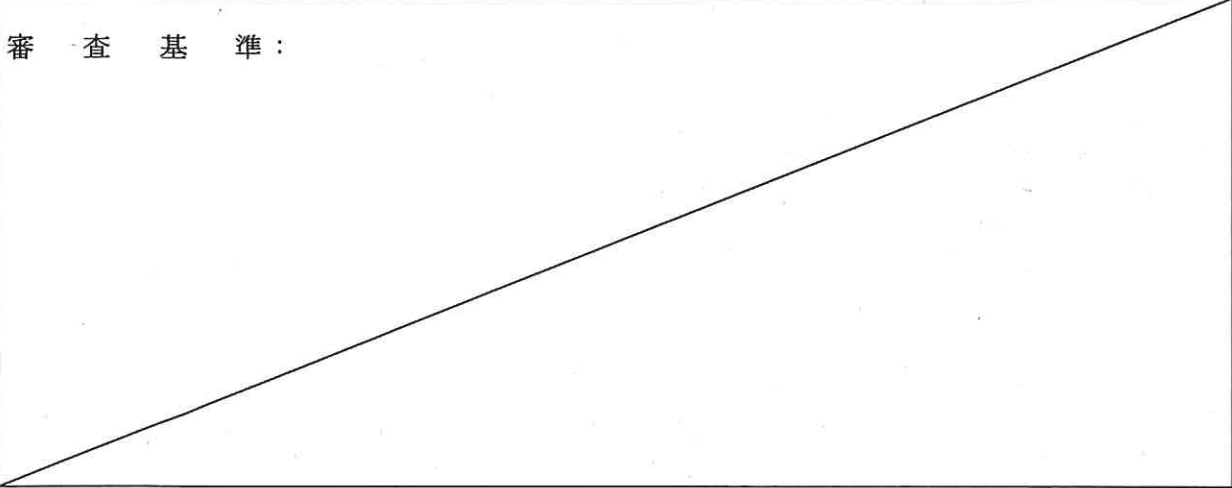


審 査 基 準

平成19年 9月 1日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第23条第4項
処 分 の 概 要：合格証明書の交付
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 警備業法第23条第5項、第22条第4項、第7項、第3条第1号～第7号（合格証明書の交付の要件） 警備員等の検定等に関する規則第14条（合格証明書の交付の申請）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：30日
申 請 先：申請者の住所地又は、申請者が警備員である場合において属する 営業所を管轄する警察署生活安全担当課
問 い 合 わ せ 先：石川県警察本部生活安全企画課警備業指導係 ☎(076)225-0110内線3023
備 考：